

肥料価格高騰対策について（春肥）

令和5年2月24日

※令和4年11月～令和5年5月分の注文分 ➡ 申込期限：令和5年4月28日

※申込期限が4月28日まで延長となりました

詳しくは[コチラ](#)（JA東京中央会のページが開きます。）

JA組合員の皆様へ		国庫補助
【国】令和4年度肥料価格高騰対策（補助金）のご案内 ～この補助金は、肥料価格の高騰により農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を国が支援いたします～		
補助内容	前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。 ※肥料に関する他の補助事業を受けた、または今後受ける場合には、申請額の調整が必要となりますので、事前にJAまでご連絡ください。	
対象となる肥料	【令和4年秋肥】令和4年6月～令和4年10月に注文分 【令和5年春肥】令和4年11月～令和5年5月に注文分 ※原則として肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく肥料を対象としているので、化学肥料に限定していません。 ただし、農業者等が購入したものに限られるため、領収書などが必要であり、自給堆肥などは対象外となります。 ※次のアドレスから登録肥料の検索ができます。 http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub4.html 肥料登録銘柄検索システム - 独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
申請対象者	農産物を生産し販売している農家、かつ、化学肥料低減の取り組みを2つ以上行う農家 ※JAでとりまとめ、国に申請いたします。なお、5戸以上の農家の方より申請のない場合は、国に申請することができませんのでご注意ください。	
提出書類	①化学肥料低減計画書 ②注文票（写） ③請求書または領収書（写） （対象者のみ） ④他から肥料に関する補助金を受け取っている場合は、その書類	
化学肥料低減計画について	化学肥料低減計画とは、化学肥料の使用量を抑制する取り組みのことで、例として堆肥の代替施用や土壌診断の実施、都エコ農産物認証制度を取得することなどがあります。 ※化学肥料の2割低減を実現するため、取組メニューの中から2つ以上を実施します。取組期間は、令和4年から2年間となります。令和3年の取組みも考慮し、同じ取組みについては、拡大・強化することで対象となります。 【取組メニューの例】 ・土壌診断による施肥設計 ・生育診断による施肥設計 ・堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用 ・有機質肥料の利用 ・緑肥作物の利用など	
申請スケジュール	裏面をご参照ください。 なお、補助金の年度内払いを希望される方（秋肥料①）は急ぎご対応ください。	

申請～補助金お支払い、実績報告※までの流れ

	秋肥①	秋肥②	春肥
対象となる注文時期 (注文票の日付)	令和4年6月～10月		令和4年11月～5月
申請書類の提出〆切	令和4年10月14日	令和4年12月16日	令和4年1月31日
補助金支払いの 目安	令和4年12月下旬	令和5年2月末～3月上旬	令和5年3月末～4月上旬
今年度末の実績報告	令和5年3月		
中間の実績報告	令和5年12月		
取組の実施状況報告	令和6年7月		
現地調査	令和6年9月～11月		

※お申込みにあたり、下記の注意事項をご確認ください。

注意事項

- ◆農業者から直接の申請はできません。JAでまとめた申請となります。
- ◆JAにおいて、5戸以上の農業者が申請しない場合申し込みができません。
- ◆秋肥と春肥をそれぞれ分けて申請する必要があります。
- ◆この助成金は、価格高騰分に対して7割補助されます。都や区市町村、JAなどから助成金を受けている場合、申請する際に、控除して計算しなければなりません。また、後戻し奨励金についても、あらかじめ控除して申請額としてあげていただく必要があります。したがって、本制度の助成を受けたあとに、都や区市町村、JAなどの助成金を受け取った場合、国へ返金するなどの対応が求められる場合がございますので、十分に注意してください。
- ◆申請後、採択された場合、令和6年まで実績報告を提出することとなります。報告書の作成にあたっては、化学肥料低減計画書に記載の取り組みがわかる写真などを添付する必要があります。
- ◆国（協議会）は、申請した農業者の5%程度を抽出し、現地確認の調査を行います。支援を受けた農業者は、取組内容がわかる書類等（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）を保管しておいて下さい。
- ◆本制度に関係する書類は、5カ年間の保管義務が生じます。

【書類の提出・お問い合わせ先】

J A 東京みどり 各地区経済センターまで